

報告事項 **保育園から認定こども園に移行する保育園について**

平成 30 年 4 月より、児童福祉法第 24 条に規定する保育所から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園に移行する施設が 1 施設あります。

下記施設について新潟県の審査会で承認された旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

【保育所型認定こども園 めぐみ野こども園】

	変更前	変更後
設置・運営主体	(公設民営) 社会福祉法人 野の百合福祉会	同左
代表者氏名	理事長 福永祐三	同左
施設名	めぐみ野保育園	保育所型認定こども園 めぐみ野こども園
利用定員	2号認定：60名 3号認定：30名 計90名	1号認定：5名 2号認定：60名 3号認定：30名 計 95名
認可定員	105名	105名
設置場所	南魚沼市西泉田 201-6	同左
変更年月日		平成30年4月1日
特別保育事業	①一時預かり ②延長保育(7:30～19:00) ③未満児保育 ④障がい児保育	①一時預かり ②地域子育て支援拠点 ③延長保育(7:30～19:00) ④未満児保育 ⑤障がい児保育